

採用抑制や強制異動で

「実習教諭」になれない実習教員続出！？

最短30歳で実習講師、40歳で実習教諭に任用の制度は、高等学校卒業後18歳で採用されたことを前提に制度設計がなされています。

ケース1（現制度で最短の例）

- 普通高校を卒業して18歳で農業担当して採用された場合
- 18歳から27歳まで当該学科の実務経験9年。
- 27～30歳までに10単位取得。
(講習会等が開催されていないの事実上は困難)
- 30歳で免許取得。実習講師任用。40歳で実習教諭。

しかし、現実には10年近くも採用0又は若干名と採用が抑制させる中、期限付実習助手として働いてようやく正規採用されても、経験はあるのに実習免許がとれずに、実習講師に任用されず、実習教諭になれないというケースが増えています。

ケース2（採用抑制の弊害）

- 農業高校を卒業後、期限付実習助手（農業）として勤務。
- 採用が少なく、採用0などもあり、18年間期限付として働き続けて36歳で正規採用。
- 36歳から認定講習を受講し、10単位を取得。
- 最短で42歳で実習講師任用。52歳で実習教諭。

また、実習教員に対しての強制異動ルール等で、教科を越えた異動により、実習講師や実習教諭の任用資格を失うというケースも起きています。

ケース3（強制異動ルール制度の弊害）

- 18歳で正規採用。商業担当と勤務する。
- 大学の通信教育で、商業の免許を取得する。
- 30歳を前に、グループ異動前に自宅から近い普通高校へ異動する。担当は家庭・理科。
- 家庭の免許を所有していないので、実習助手のまま。
- 36歳で商業高校へ異動、37歳で実習講師に任用。
- 47歳で実習教諭。

実習教員の職名について

職名は、職務と仕事の内容・職務上の立場を表すのに要となるものです。

職名に助手と入っただけで、周囲の目が大きく変わってしまう恐れもあります。「実習助手」は学校教育法で定められた正規の職名でありながら、学校内の教職員や、保護者、生徒などから「学校の先生ではない」という見方もされることがあり、職名による矛盾を必要以上に大きくしています。

それらの改善のために、他県では経験をもった実習教員を「実習教諭」「実習講師」「実習教員」「教諭（実習担当）」などの職名で呼び、実習助手という職名を使わないようになってきています。文部科学省もこのことについて違法ではないと追認しています。

「実習教諭」に統一を

2014年には、茨高教組実習教員部は、茨城県教育委員会に、茨城県内で働くすべての「実習助手」「実習講師」「実習教諭」について、職名を「実習教諭」に統一するように要求しました。

あなたの力が必要です。 みんなで組合に入ってください！！

実習助手の抱える矛盾や問題を解消するためには、いろいろな制度を変えていく必要があります。それには、実習教員一人一人が声をあげていく必要があります。しかし、実習教員自身が一人の力で実習教員の制度を変えていくことはできません。

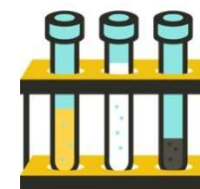
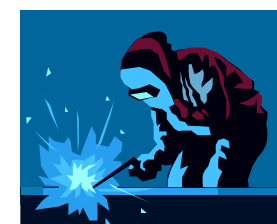
茨城県高等学校教職員組合実習教員部は、県内で唯一実習教員の権利を守り、発展させていくために活動している組織です。実習教員部の組織を大きく、強くすることで、様々な矛盾や問題を解消へ向けての行動ができるようになります。あなたも組合へ加入して、働き方を改善させていきませんか。

2019年11月

茨城の県立学校で働く実習教員の皆さんへ

あなたも「くみあい」に

組合に入っただけで、周囲の目が大きく変わってしまう恐れもあります。「実習助手」は学校教育法で定められた正規の職名でありながら、学校内の教職員や、保護者、生徒などから「学校の先生ではない」という見方もされることがあり、職名による矛盾を必要以上に大きくしています。

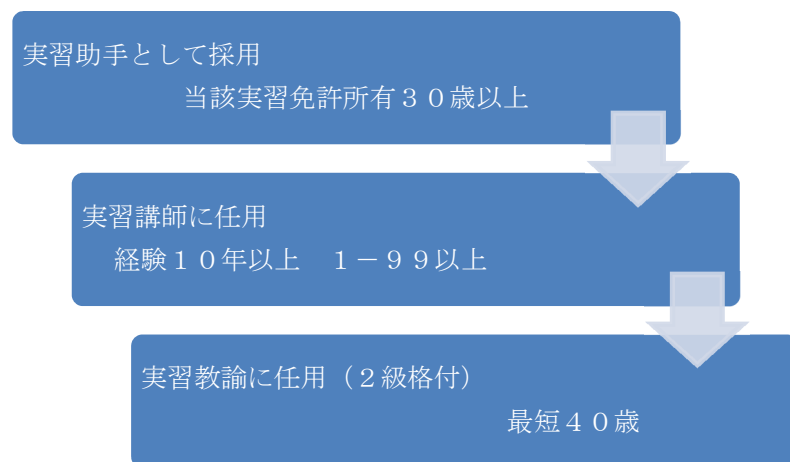


茨城県高等学校教職員組合 実習教員部

〒310-0853 茨城県水戸市平須町表原1番93
TEL 029-305-3075 FAX 029-305-3317

実習教諭への道 その1

担当教科の高等学校第一種（実習）免許状取得した場合



教育職員免許法付則9項によって、高等学校教諭第一種免許（〇〇実習）を取得します。これが、通称・実習免許です。

実習免許の種類

農業実習・工業実習・水産実習・商船実習・看護実習
家庭実習・情報実習・福祉実習

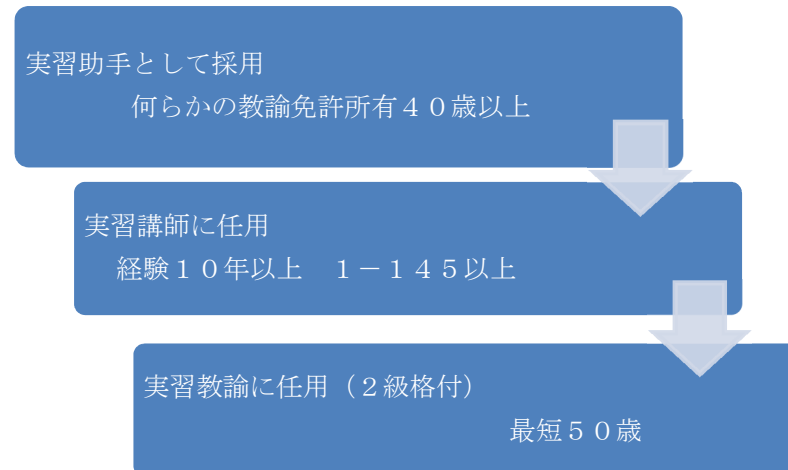
※ 実習の付かない当該免許 も対象。

実習免許の取得方法

- ① 高等学校で当該学科を卒業した場合
 - ① 卒業後すぐに大学（免許法認定講習等）で必要な単位を取得できます。
 - ② （正規採用として）実習助手6年の経験と所定の10単位の取得で免許を取得することができます。
- ② 短期大学で当該学科を卒業した場合
 - ① 卒業後すぐに大学（免許法認定講習等）で必要な単位を取得できます。
 - ② （正規採用として）実習助手3年の経験と所定の10単位の取得で免許を取得することができます。
- ③ 当該学科に関する実務経験が9年を有する場合
 - ① 実務経験9年を経過した後、大学（免許法認定講習等）で単位を取得できます。
 - ② （正規採用として）実習助手3年の経験と所定の10位の取得で免許を取得することができます。

実習教諭への道 その2

何らかの教諭免許状を取得した場合



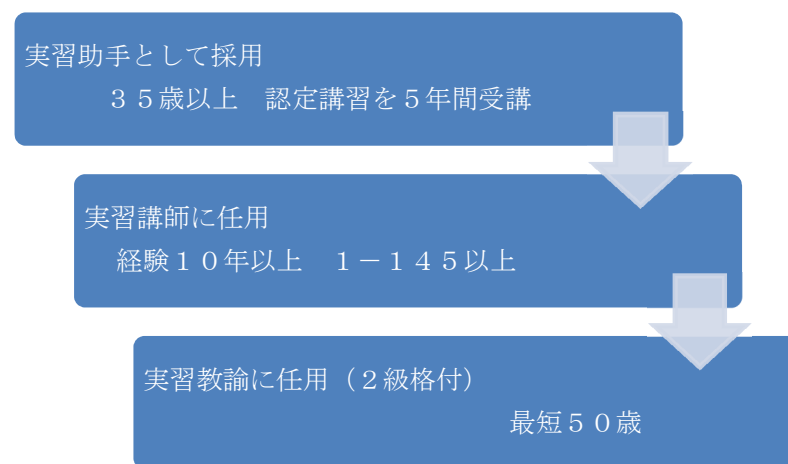
大学などで、教員免許を取得します。

取得方法は、教諭の免許取得と同じです。

免許の校種・教科は問いません。

実習教諭への道 その3

教諭免許状を取得していない場合



茨城県独自の「実習講師認定講習会」を受講します。

35歳からの5年間、1年に2単位分の講習を受講します。

レポートや大学の単位などで一部の講習が免除されます。

※期限付き実習助手は受講できません。

実習教員の職務

学校教育法で、「実習助手は実験実習について教諭の職務を助ける」と規定され、私たち実習教員は教諭の職務の一部を担っています。

何の根拠もない「それは実習助手の仕事です」という管理職や教員の言葉を耳にしたことはありませんか？

制度上、教諭にはできて実習教員にはできない職務は存在しますが、実習教員にはできて教諭にはできない職務は全くありません。実習教員が教諭の下請け的に働くのは全くの間違いです。私たちは独立した教員の一人として働くことが必要です。

実習教員だからこそ専門性の重視を

実験・実習は、座学とは違う想定外のことも起こることもあります。それに適切に対応するためには、相当な専門性が必要となります。普通高校等では、1人ないしは2人の少数職種で教科の兼務をしないとない状況にありますが、特定の専門分野できっちりとした実験・実習指導ができるようになれば、専門性を活かした教育活動・異動も可能となるとともに、自信とやりがいをもって仕事ができるようになります。

実習教員の専門性の重視は待たなしの課題

実習教員が専門性をもって仕事をすることは、実習教員本人にやりがいのある仕事をもたらすだけではなく、学校にとってもプラスになります。実験実習の指導の質が上がることで、自信を持って専門分野のことを生徒に教えることができるようになります。

逆に実習教員が専門性をもって仕事ができないと、実習教員の士気の低下を招くだけでなく、教員に対しても生徒に対しても技術の継承ができなくなり、学校の教育力の低下にもつながっていきます。実習教員に限らず、教科・科目の内容に自信を持ってない教員が、生徒を適切に指導することはとても困難であり、教員・生徒お互いにとって不幸なことです。